



令和8年度 介護保険制度のおもな変更点

本ガイドブックに下記のとおり変更が生じたので、ご案内いたします。

令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました。

【対象ページ P5】

80万円 → 82.65万円 該当箇所 :

●令和6年度から令和8年度

所得段階 (所得段階区分)	対象者	年間保険料額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「<u>公的年金等収入金額</u>」と「<u>合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額</u>」の合計が<u>80万円</u>以下の方 	19,960円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「 <u>公的年金等収入金額</u> 」と「 <u>合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額</u> 」の合計が <u>80万円</u> を超え120万円以下の方	25,562円 (基準額×0.365)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記第1段階、第2段階以外の方	47,972円 (基準額×0.685)
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の「 <u>公的年金等収入金額</u> 」と「 <u>合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額</u> 」の合計が <u>80万円</u> 以下の方	63,029円 (基準額×0.90)
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、上記第4段階以外の方	70,032円 (基準額)

- 合計所得金額について、令和7年度の税制改正による給与等所得控除の最低保障額引き上げ（55万→65万）を受け、給与等収入が55万1千円以上190万円未満の方は従前の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の市民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定します。そのため、上記の方は市民税が非課税でも介護保険料の所得段階では課税とみなす場合があります。

【対象ページ P5】

- 要介護認定の申請時に必要なもの

【対象ページ P8】

該当箇所 :


医療保険の保険証 ↓

医療保険に加入していることがわかるもの

(40~64歳の人)

申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、かかりつけ医の情報などを記入します）
- 介護保険の保険証
医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）



※原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類なども必要です。

令和8年8月から

●高額介護サービス費の支給要件の一部が変わります

【対象ページ P13】

80万円 → 82.65万円

該当箇所：

■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得 690万円以上	140,100円
●課税所得 380万円以上	93,000円
●課税所得 145万円以上	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が <u>80万円</u> 以下の方 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

●特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります

【対象ページ P14】

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】	
居住費	多床室 特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
	老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室 特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
	老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）

●平塚市高齢者よろず相談センターの住所変更

【対象ページ P28】

ひらつかにしく金目窓口＞ 南金目880-103号室

ごてん 南原3丁目5-14

（お問合わせ先）平塚市介護保険課 ☎：0463-21-8790/FAX：0463-21-9742